

平成 24 年第 1 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 24 年 3 月 16 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋 祐二
書記 佐藤 ちはる

	議 事
副 議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。
	(10 時 00 分)
副 議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、5 番久門さん、6 番堂場さんを指名いたします。
副 議 長	日程第 2、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん 通告に従い質問をさせていただきます。 今回は農家私道という言葉があるかどうか私はわかりませんが、一応道路について質問させていただきます。 行政にとって道路の整備については、住民生活上、優先課題であることは村長も十分ご承知の上で質問させていただきます。 更別の整備率につきましては、過疎地域自立促進計画から拾いますと、平成 21 年度で整備率は 43.5%、舗装率は 42.2%で全道の平均を下回っている状況であることはご承知かと思えます。 今回、高規格道路の開通に伴い、整備、舗装率ともに改善されることが期待をされております。他方、何人かの農業者の方から私道、村道以外の道路につきまして、整備について行政で考えることは出来ないのかという問いがありました。その私達の先輩達が入植、開拓の始めは水等の条件がありまして、どうしても川の側、近くからの開拓、居住が始まったことは自然的にそういう結果になったと思っております。そういうことから言いましても私道であっても重要な生活道路、産業道路であることは現実であると思えます。 そこで 1 点目として、農家の私用道路の現状、距離等の把握等をされたことがありますか。またそういう要望等が行政に対して出されたことがありますか。 また 2 点目につきましては、今行われている、農地・水保全管理支払交

副 議 長
村 長

付金事業の中での対応が可能なのかどうかも含めて伺います。

私は農家私道の整備も住民の生活基盤を守る立場からも行政の対応が必要と考えております。今後の農家私道の整備についての考え、また整備計画をお持ちかどうかも含めて村長に所見を伺いたいと思います。

岡出村長

松橋議員ご質問の農家私道の整備の必要性について、お答えを申し上げます。

まず、農家私道の把握でありますけれども、現在、道路の号線から50メートル以上離れて、私道によって農家住宅や農業施設に入る道路は、私どもの方で現在35戸、約7.8キロメートルと把握するところであります。

その中には、既に自ら舗装整備された私道が数箇所あるところであります。

私道の整備に関しての村側への要請でありますけれども、今年の1月に行った行政懇談会にて、私道についても考えて欲しい旨のご意見をいただいたところでありますが、奨励道路の整備のように、公区長を通じた正式な要請は今のところ無いところであります。

平成19年度から始まりました、農地・水保全管理支払交付金事業におきまして、私道であっても集乳路線につきましても、交付金事業の対象になるとのことから、検討委員会にて協議をして、地域の共同道路と位置付けた私道につきましても、砂利敷きの整備、補修を行ってきておりまして、これまで6戸の私道、1,380メートルの砂利敷き整備を行っているところであります。

これからも、本交付金事業の中で、検討委員会で認める私道につきましても、事業費の範囲内で砂利敷き等の整備が可能でありますけれども、この国の交付金事業は、平成28年度まで延長はされましたが、その後については全く不明であり、また継続地区のみが認められたことから、鉄南地区においては実施出来ない状況であります。

現在、村は私道の整備に関して、酪農・畜産家の防疫対策として進入路対策の検討を現在してございますけれども、正式な計画は今のところ持っていないところであります。

また、私道整備の考え方につきましても、庁内的な議論をまだ十分にいたしておりませんが、一般的な考え方として、交付金事業終了後、私道に関し、村費を投入して整備をするには、地域住民等の理解とその根拠が必要であると思っているところであります。

こうしたことから、私道の中で私道の利用が、その個人のみならず、広く地域利用や産業道路と認められる私道につきましても、やはり、私道敷地を村道敷地に寄付していただくなどして、正式に村道、農道として地域にとりましても利便が図られるよう整備を行うことが基本的な考えだろうと私は思っているところであります。

ご質問の通り、私道であっても生活と産業に欠かせない道路でありますので、こうしたことを考えに方向性を出してまいりたいと思っているところであります。

副 議 長
4 番松橋議員

以上でご質問に対するお答えといたします。

4 番 松橋さん

今始めて私自身も調べたというか、地域にも何軒か昔から自分達は道路だと思っている道路が私道だったという経過もあります。

今聞きますと 35 戸あって 7.8 キロということで、その 35 戸の方々は素晴らしい道路ではもちろんないでしょうけれども、除雪等もほとんど自分でやるのが当たり前になっているのですけれども、今言われましたように去年、農地・水で酪農家の毎日タンクローリーが来る所については対象にしましたよ、それから他の畑作農家、畜産農家につきましては外しましたよと、そこもやはり明確な住民に対しての説明がないから、その辺で地域からご意見が出ると思っております。

なかなか行政としては無理であっても地域住民との話し合いがついても地域から要望が上がれば将来的には考えるというご理解でよろしいですか。

副 議 長
村 長

岡出村長

やはり将来ともに村で管理をしていくということになると、先程もお答えを申し上げましたけれども、やはり村道に認定をしていく必要があると思います。

その認定にあたっては、地区の方々からこの道路は必要だという認定をもらいたいのです。そしてそういうことになれば砂利敷きにつきましても、きちんとした奨励道路から始まって、時にはグレーダーの整地もしていくことになると思うのです。

ですから、そういうことを基本に考えさせていただきたいと思います。

副 議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

ご承知だと思うのですが、奨励道路というのは私達も参加をして掘って業者をお願いしてやってもらった経過があります。

昔は酪農振興会という組織がありまして、ほとんどの家で少数頭数の乳牛を飼っておりましたものですから、砂利敷きも J A、行政も参画していたと思うのですが、砂利敷きもその辺りが中心となってやってくれているのですが、最近は道路が立派になった感覚がありまして、私道は自分達ですと、去年は初めて農地・水関係で酪農家だけに敷かれたという報告はもらったのですが、もう 1 回、35 戸の人は私道で勝手にそこに入ったのではなくて、もう 1 回行政区にもお話をして区長さん等にもご協力をいただいて整備を進めていただきたいと思います。

特にそのことを要望して終わらせていただきます。

副 議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

私はごみ収集と集積状況、リサイクルセンターの状況について 3 点について質問させていただきたいと思います。

本村のごみ処理は、廃棄物規定により、平成 12 年度において、ごみを出さない生活様式の追求、リサイクルシステムを中心とした循環型社会の構築、ごみの適正処理体制の整備の 3 つを基本として、更別村ごみ処理基本

計画、これは平成 12 年度から平成 22 年度を策定し、ごみの処理の適正化を進めてきました。また、平成 15 年度よりごみの有料化とし、現在に至っているところでございます。この計画が 22 年度で終了したことから、平成 23 年度より、これは平成 23 年度から平成 32 年度を策定し、リデュース、廃棄物の発生抑制、リユース、不用品の再利用、またリサイクル再資源化を図るため、リサイクルセンターの活用と分別収集の徹底、廃棄物の減量化とリサイクルシステムを中心とした循環型社会の構築を進め、引き続きごみの適正化に努めるとなっております。

現在、本村においては他の自治体よりは適正に処理されているとは思いますが、私は次の 3 点についてお考えを伺いたいと思います。

まず 1 点目のごみの収集ということでございますけれども、これは農家行政区の方でございまして、ごみが溢れて収集箱から漏れて外に出ているという状況が見られます。次に 2 点目は市街地において、これは収集状況ということでございまして、市街地において個人住宅かなと思っておりますけれども、収集車の通路に限り収集箱ではなくて、ごみを道路においてそこで収集車が集積しているということです。3 点目はリサイクルセンターがございまして、生ごみ等もあそこで焼却しているということなので、これは指定管理者等を導入すべきとし、生ごみ等は堆肥化ということで、指定管理者制度を導入すべきと思うところであります。

1 点目のごみが収集箱から溢れているということに関しましては、収集箱を増やす、また収集回数を増やす。

また 2 点目は町内、または街の中でも班というのがございまして、ここに収集箱を置いて収集の利便性を追及したらどうかということがございます。これは帯広市、中札内村あたりにも聞いてみますと、町内は収集箱等を置いてやっているというお話は聞いたところであります。

3 点目はリサイクルセンターのことでございまして、指定管理者等を導入し、生ごみ等を堆肥化し、そうすると生ごみ全体の量が減るということで、利便性が出来るということで、指定管理者制度を導入し、そこで経費の節減を図れば利便性が上がるということでございます。

ということで、この内容について村長のお考えを伺いたいと思います。

副 議 長
村 長

岡出村長

高橋議員ご質問の、ごみ収集と集積状況、リサイクルセンターの状況についてお答えを申し上げます。

本村のごみ処理は、昨年度、策定いたしました、第 2 期更別村ごみ処理基本計画に基づき、村民のご理解とご協力のもとに実施しております。

処分の方法につきましても、ご承知のように、十勝環境複合事務組合に加盟をいたしまして、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を処理しているほか、資源ごみにつきましては、リサイクルセンターに搬入し、ごみの分別と再生を行い、環境負荷の低減に努めているものであります。

ごみの具体的な収集方法であります。更別、上更別市街地におきましては、燃やせるごみ、火・金の週 2 回、燃やせないごみにつきましては、水曜の週 1 回の収集といたしまして、資源ごみは、第 2・4 木曜の月 2 回の

巡回収集を行っているところであります。

また、市街地の集合住宅地につきましては、公営住宅団地を中心として必要に応じ、ゴミステーションの配置と一部行政区におきましては、住民の寄付による配置など、合わせて43個のゴミステーションの配置となっております。

また、民間アパートなど、戸数が4戸以上の集合住宅につきましては、事業主の努力義務として、ゴミステーションの設置をお願いしてございますが、これが16個の設置でございまして、村内では市街におきましては合計で現在59個の設置となっております。

ごみの排出時間につきましては、ゴミステーションと各戸収集ともに、収集当日の午前8時までに出すようご協力をいただいているところであります。

農村部につきましては、距離的な問題等から、各行政区会館に、全部で22個、村でゴミステーションを設置し、燃やせるごみは、毎週火曜日、燃やせないごみは、毎週水曜日、資源ごみは、市街地収集の翌日、月2回の収集としております。

ごみの処理量につきましては、年々増え続けるごみの排出量の削減等を目的に、平成15年10月から、ごみの有料化に踏み切りまして、その結果、有料化前の平成14年度と平成22年度を比較いたしますと、燃えるごみ、燃えないごみ合わせまして、50%減の345トンとなっております。大幅に減少してございますが、一方、リサイクル可能の資源ごみにつきましては、現在約470トンと平成14年と比較いたしまして、率にして16%増となっております。

これは、基本計画の目標でもある、廃棄物の発生抑制と再資源化の意識が村民の方に深く理解され、ご協力の表れと判断をいたしているところであります。

そこで、質問の1点目、ごみが溢れている行政区があるので、ゴミステーションと収集回数を増やして欲しいとのご質問でございしますが、特に、幹線道路沿いの行政区会館におきましては、いわゆる地域内の方ではなくて通行者、地区外の方がゴミステーションを利用するなどして、ゴミステーションを置くことによって、かえってごみが溢れ、ごみの散乱等の問題が発生することもありまして、これはご要望もあるところでありますが、なるべく収集当日の午前8時までには、収集場所に持ってきてもらうなど、ご協力をお願いすることにいたしまして、現状のとおりとさせていただきます。

このことにつきましては、更に周知の徹底が必要でありますので、再度、お願いを申し上げるものであります。

なお、常時ごみが溢れて支障のある箇所につきましては、実態を把握して、該当行政区と相談の上、必要な対策をしております。

2点目の、市街地のゴミステーションの設置であります。先に説明の通り、現在、各家庭の前に置いての収集と、ゴミステーション方式の併用にて、収集しているわけでありまして、

過去に、収集の効率性から全てステーション方式の検討をいたしました
が、数戸に1個のゴミステーションの設置となれば、どこの家の近くに設
置するのか、また環境問題や冬期間の除雪の問題、用地の確保など、課題
も多いことから、結果的に現状の収集方法となっておりますので、ご理解
をいただきたいと思っております。

また、カラスなどによる、ごみの散乱問題につきましては、生ごみ対策
として、リサイクルセンターでの生ごみの受け入れや、生ごみ容器の助成、
下水道施設へ流せる生ごみ処理機の設置を可能にするなど、村民の方に協
力をいただきながら、その解消に努めているところであります。

参考でありますけれども、十勝管内における市街地のごみの置き場所
でございますが、19市町村中、2町村がステーション方式、残り17市町村が
本村と同様に路上と一部ステーション方式ということでございます。

3点目のリサイクルセンター業務等の指定管理者導入のご質問であり
ますが、本件は、私も多角的視点に立って考えるところでありますが、廃棄
物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、村の責務で行うこととなって
ございまして、指定管理者制度の目的でもあります、施設を利用した新た
な事業の展開や住民サービス等の向上といったことに関しても、十勝環境
複合事務組合の構成員でありますことから、独自に収益事業をすることに
ついてはやはり制限がございまして、また社会福祉協議会に委託をして、
シルバー人材活用の中で運営していることもありまして、独自の収益事業
が出来ない状況下では、雇用者への影響が考えられますので、慎重になら
ざるを得ないところでございます。

したがって、当面、現状にて管理運営するものでありますけれども、ご
提案の趣旨は十分理解をいたしますので、また、あらゆる角度から検討を
させていただきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

副 議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

3点についてご答弁をいただいたのですが、まず1点目のゴミステ
ーションが溢れているということで増やしていただきたいということに関
しましては、溢れている行政区については実態を把握し、前向きに考えて
いただくということなので、これはこの通りよろしくお願ひしたいと思
います。

2点目の市街地の個人住宅の家の前の収集については、ご答弁の中で以
前、昔はゴミステーションがあったのですが、その内容から現在は
個人の住宅前に置いているという状況を、どうして家の前に置く状況にな
ったのかという説明をもう1度お願ひしたいです。

3点目のリサイクルセンターは、ご答弁のとおり、自治体は義務がある
ということですが、この中で生ごみにだけに関しては行政でも堆肥化
ということで考えたかどうかは私には思いませんが、自分も委員
会で昔、調査した内容では堆肥化したこともあるというふうには伺って
いるのですが、その中でカラスとかそういうのが来てなかなか上手く
いかないということで止めたという言葉をお聞きしているのですけれど

も、機械等を入れて堆肥化すればそんなに鳥などが来ていたはずはしないかと私は思うのですけれども、1点目は良いのですけれども2点目と3点目についてご答弁をいただきたいと思います。

副 議 長
村 長

岡出村長

2点目の以前はごみステーション方式でやっていたというのは、私の答弁に誤解がありましたらお許しをいただきたいと思うのですけれども、以前から個別の家の前に対して行っていたのです。それが公営住宅等は集合化が必要だろうということで宝くじの助成金をいただいて配置してきた、ある町内会では個人の寄附によって町内会で申し合わせをして配置をした。アパートにつきましてはばらばらに出されると大変ですので1か所にごみステーションを設置していただいて、そういう結果、市街地につきましては59個のごみステーションが現在あるということでございますので、以前はほとんどが個人の前にごみを出したものを集めていたということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

それからリサイクルセンターでは生ごみの処理施設と庭の枝だとか花畑の残渣物、そういうものを置く、これは2か所ございますけれども、生ごみの方はなかなか販売にならないのです。何が入っているかわからないし、塩分が強いこともありまして、そのために販売までには乗せられない。そして利用しても村の公共施設の方に使うとか、そういうことで利用しているわけでありまして、なかなかこれを軌道に乗せることは厳しいかなという見方をしてまいりました。そういうことから資源の再利用につきましては、これからの社会の求めに応じていかなければなりませんので、再度どれだけの量が出るものか本当に市販品として販売出来るものか、これら少し調査をさせていただきたいと思っております。

副 議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

2点目の収集場所、市街地が59か所あるということで、何か所かはゴミ収集車が行っているということで、これは農家の行政区からは意見がございます。どうして家の前に収集車が行っているのかということがございますので、これが行政区懇談会ですとか区長会議とかそういうところで説明をお願いしたいと思います。

また3点目は、今おっしゃられましたように堆肥化もなかなか難しいということでございますけれども、将来にむけては検討していただきたいと思います。村長も4月からごみのポイ捨て条例ということで、私も身を引き締めてポイ捨ては絶対しないと心がけているのと村長の2期目の公約の日本一美しい村にするということで是非、模範となるような村にさせていただくことを願ひまして質問を終わりたいと思います。

副 議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

通告書に従い質問させていただきたいと思います。

福祉の里・診療所周辺の機能充実についての取り組みについてお伺いしたいと思います。機能充実に向けて医薬分業と診療所運営の安定化とそれに伴う福祉の事業、地域活性化について村長の考えをお伺いしたいと思っております。

第5期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び第3期障害福祉計画がスタートしました。

計画を推進していくにあたり、医療機関との連携はとても不可欠でございます。執行方針にも掲げております医薬分業の調査、研究は更別村の地域医療家庭医学においてもメリットが十分にあると考えています。

分業による診療の専念、時間短縮が可能で更に新たな取り組みがしやすくなってきます。診療所での待ち時間も解消され医薬品・医療品の経費縮小も予測されまして長期的な運営に良い影響をもたらすのではないのでしょうか。

地域経済においても調剤薬局もしくは総合医療品企業・地元商店等の選択により色々と違いはあるものの効果が見られると思っております。

ただ患者さんにおいては、負担も多く、夜間・休日診療時の対応など、デメリットも多く、二度手間になるという部分も含めて色々とデメリットもありますので、慎重に検討することが必要だとは考えております。

しかし、診療所、福祉施設、温泉等の連動した福祉の里地域のゾーン形成により福祉サービスの向上や雇用機会、医薬分業のサポート的役割を担う事業も色々と考えられますので、需要は高まると思っております。

関係機関、団体等との協議もこれから必要になってくると思っておりますが、今現在まだ調査検討するというお話ですので、あまりなかなかしっかりとした方向性はまだ出ていないのかもしれませんが、村長のお考えをお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

副 議 長
村 長

岡出村長

高木議員のご質問にお答えを申し上げます。

医薬分業により、診療所運営の健全化と効率化、また、地域経済の活性化を図れないかとのご質問でございます。

始めに、診療所の運営につきましては、ご承知のとおり、平成13年度から医療法人北海道家庭医療学センターとの提携による運営が始まって、11年目を迎えるところであります。

現在、医師4名、理学療法士1名の派遣をいただき、24時間体制にて、第一次医療の役割を果たすと同時に、村民の健康を守るための諸検診の実施、学校医を始め、予防業務や指導業務、福祉・介護事業との連携強化など、いつまでも住み続けたいまちづくりに重要な役割を担っているところであります。

更に、住民の期待に応える診療所づくりに努めておりますが、収支面におきましては、毎年、一般会計からの繰入金によって収支のバランスを取らざるを得ない状況にあります。

しかしながら、運営経費の節減に努めるのはもちろんではありますが、総合的な判断から、安心の村づくりにとりまして、これは必要な経費とも思っているところであります。

少し、入院と外来の状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、入院であります。平成20年からの小規模特老、コムニの里さらべつとの役割分担の中で、昨今、入院患者は、月平均12人程度と減少して

ございますけれども、患者の多くが食事の取れないような、ご高齢の入院患者となつてございまして、ひとつには医療難民というような対策もここでは担っているところであります。

外来患者につきましては、1日平均70人と増加の傾向にありまして、近隣町村からの患者も少しずつ増えている状況にあります。

そうした状況の中で、薬剤費の状況でございますが、診療所は家庭医学として、当然ながら内科、小児科が主でございまして、内服薬による治療が大部分を占めております。

現在、受診者の増加や患者の多様化によりまして、購入する薬剤の種類も増えてまいりまして、その購入費も年々増加しているところであります。

平成22年度の薬剤購入であります。内服薬、外用薬、注射薬、予防接種ワクチンなど、600種類に及びまして、購入金額は、約87,000千円となっております。

これだけの購入金額がありますと、以前は薬価差益によって、経営上有利になっていたものが、昨今は薬価の見直し等によって、投薬経費は、かえって持ち出しの状況にありまして、また、薬の説明や安全性から、薬剤師配置の課題もあるわけでありまして。

こうしたことから、去年の9月に、診療所の外来を対象に院外処方に関するアンケートを実施したところであります。

その結果であります。153名の方にお答えをいただき、「今のままで良い・どちらかといえば今のままで良い」と答えた方が79人で52%でありました。「院外処方が良い・院外処方になっても構わない」と答えた方が54人で35%、どちらとも言えないと答えた方が18人で12%、その他が2人で1%となりました。

また、アンケートでは、薬を受け取るまでの待ち時間が長いというご意見を多数いただいた他、自分が服薬している薬について、薬剤師から詳しい説明を聞きたいなどのご意見もいただいたところであります。

そこで、現在は診療所で診察を受けて、薬も診療所で受け取り、全て診療所で済ませることが出来ますけれども、投薬の安全性、投薬の説明責任、市販薬との飲み合わせや薬効、そして村内に薬剤師が一人もおられない状況等から、一部負担金の増や面倒だとのデメリットの課題はありますが、村民の薬に関するサービスの向上のためにも、一歩踏み出す必要があると判断をいたしまして、村政執行方針にて検討を深めることにいたしました次第でございます。

高木議員の質問にございますが、あわせて地域の活性化、高齢化社会におけるサービスの向上、雇用機会の拡大など、同時に検討しなければならない課題であると考えているところであります。

ご質問のとおり、関係機関のご意見をいただいて検討いたしたく思っております。

なお、医薬分業は国の方針として推進されてございまして、ちなみに全国では60%、北海道では更に進んで70%を超える状況にあり、十勝管内では、医薬分業をしていない町村立病院、あるいは診療所は更別を含めて4

か所となっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

副 議 長
1 番高木議員

1 番 高木さん

平成 22 年度の医療費が約 80,000 千円ということで話を聞きますと、この薬の利益が約 4.5%という話で、それを計算しますと約 3,500 千円程度の利益しかこの薬では出てこないというような部分のお話を聞いております。薬全体の 1 割が注射ワクチンということで一般外来分の常備薬等とは別にしますと、ほとんどがストックをしながら色々な種類を 22 年度では 600 種類を常備していなくてはならないというような状況で結構な金額になっていくと思います。一般会計の繰入金につきましても、公債費分を抜くと約 60,000 千円ということで投薬分の金額が単純には比較出来ませんが、ほぼ同額の金額になってくるということになりますので、これがなくなりますと、ちょうど繰入金の分がまた違う事業に合わせる色々な方法が考えられるのではないかと考えております。

また、院外になりますと、どうしても診療時間が短縮して事務的なものに関しても簡素化出来ますので、時間の短縮による医師の在宅訪問と他の部分に対するサービスも時間に大分余裕が出てくるのではないかなと考えております。先程、村長が言いましたように、外来については最近すごく増えてきているようで事務の方も相当今の体制では厳しいくらい忙しいような形で大変だというお話も聞いていきますので、これにつきましても薬の調合という部分がなくなることによって、随分スムーズな診療所の流れが出来ていくのではないかと考えております。また別に院外に薬局がありますと、医師に対するチェック機能という部分が含まれますので、これについては、今いる医者の方にも緊張感を持たせながらの更なる診療の充実というものも認められますし、そういう部分としてもプラスになってくるのではないかなと考えております。

村長が言われますように、薬歴管理とか服薬の指導につきましても、現体制では今の診療所ではなかなか難しい部分もありますので、その部分を考えていただければ良いかなと考えております。医薬分業については世間で言われるのは経営委譲の運営に対するものによってやりたいという部分と患者に対するサービス向上のためにやるという 2 つの考えが主なものだと考えられますが、村長としてはどちらを重点的な部分として考えてこういうような考えになるのかという部分も聞かせていただきたいと思います。その辺について伺いたいと思います。

副 議 長
村 長

岡出村長

1つは先程、高木議員から約 4.5%というお話をいただきましたけれども、あれは 87,000 千円の 4.5%になると 3,500 千円しか差益が出てこない中で薬剤、投薬に係る人件費、それから諸々の諸経費を考え、また薬というものは全て使い切るということもございませんので、そういうことを考えるとかえって診療所は持ち出しの状況になっているわけです。そういうことも含めて、それと薬の安全性を考えていく上で医薬分業というものを検討しなければならなかったところでもあります。それから新聞でも報道さ

れましたけれども、薬剤師がいない町村は更別村を含めて数町村しかないので。そのことからこれだけ市販薬、テレビコマーシャルでの販売というものを考えますと村民の薬の購入が膨大になっていると思うわけです。そのことにつきましての相談というものも充実をしていかなければならないと思うわけでありまして。診療所に来られた方が医薬分業となりますといったん外へ出て二度手間になりますけれども村内全体としての薬というもののサービス向上を考える時に可能であれば医薬分業でこの先やっていきたい、やらざるを得ないという考えのもとにこの検討を開始しているところでありまして。合わせてあそこのエリアで店が1軒ありませんし、やはりお年寄りの方々も住んでおられる方が多いということから、これは診療所の薬品だけを扱う施設ではございませんので、一般に販売する薬も扱っての経営となりますので、院外処方考えますと診療所のサービス、薬の安全性プラス新たな事業の展開、雇用の拡大も考えられますので、そうしたことをメリット、デメリットを十分に検討して方向性を出してまいりたい、私の考えはやっていきたいという考えであります。

副議長
1番高木議員

1番 高木さん

今度はそこから離れた部分になってくるのですか、院外になると診療所の外に道路を必ず挟んでなければ建てられないという部分もありますので、その辺の2度手間といろいろとかかってくると思うのですが、こういう形になることによって色々なサービスが出てくると思うのです。薬の配達と高齢者の付き添い等、そういう事業も出てきます。薬局と総合医療、商品、店舗とどういう体制のものが出来るかによっては住民の買い物等を含めて薬だけであればそれで終わってしまいますが、総合的な業者が入ってきたら福祉の里周辺の高齢者に対する買い物等の部分においても物品等も近くに来ることになりますし、人の動きも出てくると思います。そういう選択肢の中で総合的に見ながら検討を色々としていただきたいと思っております。それにつきまして、去年、商工会で地域物流調査の一環として温泉のロビーで移動店舗という形で「いどばた」をさせていただきました。これが終了しまして事業の報告書がまだ完全には出来上がっていませんが、この事業をした中で温泉周辺、診療所周辺の高齢者の方々、入院している方々のお話を聞きますとすごくありがたいというお話も聞いております。そういう部分で、商工会で取り組んだ移動店舗についても医薬分業と合わせた中で設置をしながら診療所のサービスを含めてやっていければ大きな部分で地域が活性化していくのではないだろうかと思っております。ただ、今回の商工会のものに関しましては道の補助金ということもありまして出来ましたが、これを個々でやるとなると人件費、設備投資、組織運営、色々な部分でどういう方がやるかという部分も含めまして相当検討しなければ出来ない部分もありますが、そこについては行政の協力も得ながらも出来ればそういうような形が望ましいのかな、そうすることによって色々な雇用も生まれてくるだろうし、商業の活性化も上手くいくのではないかなと思っております。更に今温泉ロビーで障がい者の方々がサロンのようなものを開いてお年寄りの憩いの場という形で続けておりますが、これに

おいても限られた予算の中で何とか続けてきていますが、出来ればそういうものが診療所の近くにあることによって医薬分業で2度手間になる部分で時間がもしかかるのであればそこで休憩をしながら時間をつぶしてゆったりとした中で出来るような憩の場として設置が出来れば患者さん方の不満を解消していけるような場所になれるのではないかと考えております。そういう部分を含めて薬の関係だけではなく地域エリア全体を考えた部分で村長の考えを伺いたいと思います。

副 議 長
村 長

岡出村長

商工会で道の補助金をいただいて、これはテストと言いましょうか、そういう形で「いどばた」という店をやっておられるわけです。これが報告書につきましてはまだ私どもも見てございませんけれども、お話を聞く中では非常に楽しみにしていた事業だということをお聞きして、ご高齢の方が自らお金を出して好きなものを買うという喜びが非常に強いということも私どもも再認識をしたところであります。その中でロビーを目的とは離れての提供となったところでもありますけれども、役場ロビー、福祉館、老人福祉センターのロビーを含めてこういう施設のロビーについては村民のものだという解釈のもとに今後は役場もそうでありまして、老人福祉センターのロビーについても有効に活用していきたいと考えておりますけれども、この医薬分業がどうなるかはわかりませんが、それが可能となった場合は周辺の方々が自ら買い物をする、そして移動が制限されているような入居者の方々もそういう所で買い物が出来るというような環境作りは、やはり検討しなければならないと考えておりますので、それらを含めて前向きに考えていきたいなと考えております。

この医薬分業も家庭医療学センターの提携市町村の中では寿都も上川も医薬分業で行っているわけです。更別村だけが診療所を単体で行っていることもございまして、医薬分業の中でそういう活性化の面も図っていただければ私は1番良いことだなと考えておりますので、先程もご答弁をさせていただきましたが基本的にはそのような考えでいきたいと考えております。

副 議 長
副 議 長
副 議 長
副 議 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(11時02分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11時15分)

この際、日程第3、議案第17号、平成24年度更別村一般会計予算の件から、日程第8、議案第22号、平成24年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

本案について、委員長の審査報告を求めます。

高木予算審査特別委員長

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会に付託された平成24年度更別村各会計予算について、3月13日、14日の2日間にわたり、理事者、代表監査委員、担当課長等の出席を求めて慎重に審査を行いました。

審査の結果、それぞれの予算は、適正であると認めました。

そこで、執行にあたっては、審査の中で各委員から出された提言等を充

分参酌の上で、これらの趣旨を生かされると共に、効率的な執行を図り、村政の推進に努力されるよう特に期待するものであります。

副 議 長 予算審査にあたり、各委員のご協力、理事者、代表監査委員、各担当課長等の配慮に感謝を申し上げ、審査の報告を終わります。

これで、予算審査特別委員長からの報告を終わります。

これより質疑、討論並びに採決を行います。

おはかりいたします。

議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 22 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括して、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件を一括して質疑、討論、採決することに決定しました。

おはかりいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。

また、本案 6 件を一括して採決いたしたいと思います。

このことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案 6 件は、質疑、討論を省略し一括して採決することに決定しました。

これから議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 22 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括して採決を行います。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 17 号から議案第 22 号までの 6 件については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 24 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 22 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件については、委員長の報告のとおり可決されました。

副 議 長 日程第 9、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は特産品の現状と取り組みについて、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

- (異議なしの声あり)
- 副 議 長 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。
- 副 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。
したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
- (異議なしの声あり)
- 副 議 長 異議なしと認めます。
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。
これにて平成 24 年第 1 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(11 時 20 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月16日

更別村議会議長 木山幸則

同 議員 久門尚二

同 議員 堂場聰志